

老認発 0313 第 3 号
令和 8 年 3 月 13 日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（ 公 印 省 略 ）

「介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について」及び「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について」の一部改正について

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和 8 年厚生労働省告示第 87 号）が公布され、介護予防・日常生活支援総合事業に係る内容については令和 8 年 6 月 1 日から施行される。

この改正に伴う標記通知の改正については下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その取り扱いにあたっては遺漏なきよう期されたい。

記

- 1 介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和 3 年 3 月 19 日老認発 0319 第 3 号）の一部改正
別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。
- 2 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成 27 年 6 月 5 日老振発 0605 第 1 号）の一部改正
別紙 2 の新旧対照表のとおり改正する。

【照会先】TEL：03-5253-1111（代）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室
1 について：地域包括ケア推進係（内線 3986）
2 について：企画調整係（内線 3982）

○ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（令和3年3月19日老認発0319第3号）

新	旧
第1・第2 （略） 第3 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの単位数表に関する事項 1 通則 (1)～(8) （略） <u>(削除)</u> 2 （略） 3 通所型サービス費 (1)～(14) （略） (15) 介護職員等処遇改善加算の取扱い 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。 <u>なお、指定相当通所型サービスにおいては利用定員に応じた加算率を設定している。この利用定員については、通所介護等と指定相当通所型サービスを一体的に行う場合には通所介護等と指定相当通所型サービスを合算した人数となるため留意すること。</u> (16)・(17) （略） 4 介護予防ケアマネジメント (1)～(5) （略） <u>(6) 介護職員等処遇改善加算の取扱い</u> 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。	第1・第2 （略） 第3 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントの単位数表に関する事項 1 通則 (1)～(8) （略） <u>(9) 令和6年4月から5月までの取扱い</u> <u>指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（令和6年厚生労働省告示第86号）において、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「処遇改善3加算」という。）の一本化は令和6年6月から施行されるところ、同年4月から5月までの間の処遇改善3加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u> 2 （略） 3 通所型サービス費 (1)～(14) （略） (15) 介護職員等処遇改善加算の取扱い 介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。 (16)・(17) （略） 4 介護予防ケアマネジメント (1)～(5) （略） <u>(新設)</u>

○ 介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント（第 1 号介護予防支援事業）の実施及び介護予防手帳の活用について（平成27年 6 月 5 日老振発0605第 1 号）

新	旧
別紙 1 1～5 （略） 6 報酬（単価、加算）、支払 (1) 単価及び加算 ア ケアマネジメント A 1 件あたりの単価を設定することとし、その単価については、提供する内容等に応じ、国が定める額（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）に定める単価をいう。以下同じ。）を勘案して市町村が定める。 加算については、以下の（ア）、（イ）<u>及び（ウ）</u>を国が定める額を勘案して定めることができる。 （ア）・（イ） （略） <u>（ウ） 介護職員等処遇改善加算</u> <u>介護職員等処遇改善加算の内容については、別途通知「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。</u> イ ケアマネジメント B・C ケアマネジメント B 及びケアマネジメント C については、提供する内容等に応じ、国が定める額を勘案して市町村が定める。 ケアマネジメント B やケアマネジメント C における額の設定については、緩和した基準であることを以て、ただちにケアマネジメント A の単価を下回る額を設定するのではなく、その実施プロセスなどを適切に評価し、額を設定することが重要である。 また、加算を設ける場合、その額については、国が定める額を勘案して設定でき、その内容については、ケアマネジメント A における「初回加算」、「委託連携加算」、<u>「介護職員等処遇改善加算」</u>を参考に類似の加算を設定できるほか、高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った選択を支援するための目標志向型のマネジメントを行うものとして、（ア）のような取組を評価するための加算を設定することも可能である。 なお、これらの加算はあくまで例示であり、市町村の判断で独自の加算を設定することも可能である。 （ア）（略） （2）・（3） （略） 別添 1 （略） 様式 1～7 （略） 別紙 2 （略）	別紙 1 1～5 （略） 6 報酬（単価、加算）、支払 (1) 単価及び加算 ア ケアマネジメント A 1 件あたりの単価を設定することとし、その単価については、提供する内容等に応じ、国が定める額（介護保険法施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和 3 年厚生労働省告示第 72 号）に定める単価をいう。以下同じ。）を勘案して市町村が定める。 加算については、以下の（ア）<u>及び</u>（イ）を国が定める額を勘案して定めることができる。 （ア）・（イ） （略） <u>（新設）</u> イ ケアマネジメント B・C ケアマネジメント B 及びケアマネジメント C については、提供する内容等に応じ、国が定める額を勘案して市町村が定める。 ケアマネジメント B やケアマネジメント C における額の設定については、緩和した基準であることを以て、ただちにケアマネジメント A の単価を下回る額を設定するのではなく、その実施プロセスなどを適切に評価し、額を設定することが重要である。 また、加算を設ける場合、その額については、国が定める額を勘案して設定でき、その内容については、ケアマネジメント A における「初回加算」<u>や</u>「委託連携加算」を参考に類似の加算を設定できるほか、高齢者の地域での自立した日常生活の継続の視点に立った選択を支援するための目標志向型のマネジメントを行うものとして、（ア）のような取組を評価するための加算を設定することも可能である。 なお、これらの加算はあくまで例示であり、市町村の判断で独自の加算を設定することも可能である。 （ア）（略） （2）・（3） （略） 別添 1 （略） 様式 1～7 （略） 別紙 2 （略）